

[事案 2020-87] 解約取消請求

・令和2年10月22日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-86] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人から解約返戻金額に係る十分な説明がなかったこと等を理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年10月に契約した終身保険（契約①）および平成19年9月に契約した終身保険（契約②）を解約し、その解約返戻金を原資として、平成30年8月に終身保険を契約（他社契約）したが、以下の理由により、解約を取り消してほしい。

- (1) 契約①の解約について、募集人から十分な説明は受けず、解約によって死亡保険金額が支払われると誤解していた。
- (2) 契約②の解約について、募集人から説明は受けていないし、承諾もしていない。

<保険会社の主張>

募集人は、契約①②の解約に際し、契約内容の説明資料を使用して、解約請求書の証券番号と照らし合わせて解約返戻金額を説明しており、申立人も理解したうえで解約を行っているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、解約時の状況等を踏まえた和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。